

院内トリージの実施について

当院では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、感染が疑われる患者様を通常の診察室とは別のスペースにご案内しております。また、医師・スタッフともに患者様との問診や診察の際には個人防護具（マスク・手袋・ガウン・フェイスガード等）を装着し、感染予防対策を行っております。

患者様については、かぜ症状のある方、そのほか新型コロナウイルス感染症が疑われる方に対し院内トリージを実施しております。

そして、院内トリージの対象となられた患者様へは「院内トリージ実施料」のご負担をお願いしております。

（※かぜ症状：発熱・咳・鼻汁・のどの痛み・だるい・嘔吐・下痢など）

1. 「院内トリージ」とは

新型コロナウイルス感染症の症状は様々で、普通のかぜと見分けることが困難です。そのため前述の症状がある方を診察する場合、スタッフが感染予防対策の徹底（感染防止のための装備、消毒、換気など）を行うだけでなく、患者様には可能な限りの動線分離（待機・診察の場所、移動経路の分離）にご協力いただきます。

2. 「院内トリージ実施料」とは

1の対応をしたうえで、新型コロナウイルス感染症の可能性のある患者様の外来診療を行った場合、「院内トリージ実施料」として、550点（3割負担で1,650円相当）を加算させていただきます。

これは、令和3年9月28日付厚生労働省の規定する「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」に基づくものです。

上記の件についてご不明な点がございましたら、受付窓口にお申し出いただくか、お電話にてお問い合わせください。